

## CR フォーラム 技術作業方針

### CR FORUM TECHNICAL WORK POLICY

本文書は、次の原文書を日本語に翻訳したものである：

**CR FORUM TECHNICAL WORK POLICY**

本文書は、参考情報としてのみ利用されることを目的としている。

本文書の記述と原文書の記述との間に矛盾がある場合には、原文書の方が優先する。

#### Table of Contents

1.0 ワーキンググループ(WG)	<a href="#">1</a>
2.0 合同調整委員会 (JCC)	<a href="#">4</a>
3.0 特別グループ	<a href="#">4</a>
4.0 作業計画および新規作業項目の確立	<a href="#">4</a>
5.0 提案要請	<a href="#">5</a>
6.0 技術作業	<a href="#">7</a>
7.0 リエゾン	<a href="#">12</a>
8.0 CR フォーラム技術作業方針の変更	<a href="#">12</a>

## CR フォーラム技術作業方針

本文書の方針が CR フォーラム「規則」および「会員協定」と矛盾しないように注意した。本作業方針で特に定義されていない鉤括弧が囲われた用語は「規則」および/または「会員協定」で定義された意味をもつものとする。これらの文書間に曖昧さまたは矛盾がある場合、「規則」および「会員協定」が優先するものとする。

### 1.0 ワーキンググループ(WG)

1.1 「ワーキンググループ」は「理事会」(BoG)により設置され、解散される。「理事会」は「ワーキンググループ」の目的、目標、範囲、ハイレベルスケジュールを明示した「設置綱領」書を承認する。「ワーキンググループ」の主たる目標はその「設置綱領」の範囲内で「コンテンツレファレンス」仕様の単数または複数のコンポーネントパーツを作成することにある。

1.1.1 BoG は承認される「設置綱領」および会合スケジュールを含む新しい WG に関する提案を提出して、2 週間以上にわたり会員のコメントを求める。「正会員」から提起された未解決の大きな異議がない場合、BoG は WG を設置する。異議があった場合、BoG は提案を撤回し、または 6.7 項に従って投票で採決されるべき決議案として会員に提出することができる。

1.1.2 「ワーキンググループ」はその設置が BoG により CRF リフレクタに掲示された日から 30 日以上、60 日以下の期間内に第 1 回会議を開催するものとする。

1.2 「ワーキンググループ」(WG)は「議長」、「副議長」、単数または複数の「編集者」を置くものとする。「議長」および「副議長」は「理事会」により任命される。WG「議長」または「副議長」は BoG により、または「ワーキンググループ」の投票権あるメンバーの 2/3 の投票により解任することができる。

1.3 「ワーキンググループ」の作業会議への参加は下記の方針に従う。

1.3.1 「ワーキンググループ」を設置するには、少なくとも 3 人の「正会員」が必要である。積極的に参加する「正会員」が 3 人に満たない場合、BoG はその WG を解散することができる。

1.3.2 どの「正会員」も WG に参加することができる。過去 3 回のうち 2 回の WG の会議に彼らの代表が出席していれば、その「正会員」は、定足数および投票に関して勘定されるものとする。

1.3.5 作業の効率性を高めるために、一定の時期に出席する各「正会員」企業からの参加者数を、「議長」の裁量により制限することができる。

1.3.6 「ワーキンググループ」の「議長」または BoG「会長」の招請により、「準会員」は「ワーキンググループ」およびその小委員会に参加することができる。「準会員」は投票権をもたない。

1.3.7 CR フォーラムの会員でない団体からの追加主題専門家も出席することができるが、投票権はもたない。但し、その出席は事前に「議長」により承認されなければならない。その出席者は下記の拘束力ある誓約書を作成しなければならない。

コンテンツファレンス・フォーラム(または「CR フォーラム」)は「CRF 仕様」を開発中である。CR フォーラムの「会員」は「ワーキンググループ」の会議またはその他の作業に参加するように貴方を招請している。彼らは、貴方から「CRF 仕様」案または最終「CRF 仕様」に関連した寄与、入力、示唆、その他のフィードバック(「寄与」)を受け取ることができる。下記の署名することにより、貴方は(貴方自身および貴方の会社(もしあれば)を代表して)、CR フォーラムおよびその「会員」に対して、貴方または貴方の会社が所有または管理するすべての知的財産権(著作権および特許権を含む)に基づいて(「寄与 IP」)、貴方の「寄与」を作成し、使用し、販売し、販売申し出し、輸入し、開示し、コピーし、配布し、実行し、表示し、派生作品を創作し、その他の形で利用する非独占的な、全世界の、永続的な、取消不能な、サブライセンス供与可能なライセンスを供与し、供与することに同意する(文脈の必要に応じて)。上記のライセンスは、「寄与」が「CRF 仕様」の開発および促進のために使用される場合、使用料が無料であるものとする。但し、「CRF 仕様」のライセンシーまたはその他の使用者がそれを実施することができるようにするために「寄与」が使用される場合、特許権である「寄与 IP」のライセンスについて、貴方は妥当な非差別的条件を指定することができる。貴方は、すべて第三者または貴方の会社に対する義務に違反することなく、(i) 貴方が「寄与」を提供する権利をもち、(ii) 貴方が本文書に規定された義務を貴方の会社(もしあれば)に負わせる権限を与えられて居ることを保証する。また、貴方は、貴方自身および貴方の会社(もしあれば)を代表して、CR フォーラムにもその「会員」にも、貴方の「寄与」を「CRF 仕様」に組み込む必要がないことを認める。

1.3.8 場を乱すような参加者に対しては、譴責または追放するなどして、「議長」の責任で会議が秩序正しく行われるようにしなければならない。

1.3.9 会議は、会議の通知に指定されている通りに、本人が、および/またはオーディオまたはビデオ遠隔会議により、出席することができる。必要な遠隔通信の用意については「議長」が責任を負う。

1.3.10 「議長」はグループのリフレクタにすべての会議のスケジュールと議題を公表する。「対面」会議には少なくとも 30 日前、遠隔通信による会議には少なくとも 10 日前までの通知が必要である。但し、グループの投票権あるメンバーによる全員一致の同意がある場合を除く。

1.3.11 技術作業の大部分は電子メールリフレクタを使用して行われるものとする。フォーラムメンバーのために一般的な電子メールリフレクタが設置される。各 WG はその目的のために設置されたリフレクタをもつ。WG 作業に直接参加していない人々は、WG 「議長」の承認を得て、WG リフレクタを閲覧し、参加することができる。リフレクタは承認されたメンバーしか電子メールを提出することができないようにフィルタをかけられるものとする。電子メールトラフィックのアーカイブは受信日から少なくとも 6 ヶ月間保存されるものとし、ユーザ ID およびパスワードで保護された CRF ウェブサイトでアクセスできるようにされるものとする。

## 1.4 技術参考文書の提出および掲示

1.4.1 他の標準化団体からの公表文書はいつでも掲示することができる。

1.4.2 メンバーからの文書は、下記の場合、受け入れられる。

1.4.2.1 WG の使命に関係している。

1.4.2.2 「提案要請」に応えている。但し、一般に文書が「要請」により要求された事項に応えていて、所定の期限内である場合にのみ、受け入れられる。

1.4.2.3 CR フォーラム WG の決議において明示されたものまたは多少拡張されたものである。

1.4.2.4 問題領域の識別である。

1.4.3 非メンバーからの文書は、それが「提案要請」に応えたもので、提出要件を満たしている場合に受け入れられる。または WG により、参考資料としても受け入れられる。但し、文書またはその他の資料に関して、5.3 項に規定された IPR 権利に関する陳述が行われているものとする。

1.4.4 文書は関係 WG により掲示される。ある WG に特有ではない事項を取り上げた文書は、JCC により「文書、規格、仕様」のリストに掲示される。

## **2.0 合同調整委員会 (JCC)**

2.1 各「ワーキンググループ」の「議長」は「合同調整委員会」(JCC)を構成する。同委員会の目的は CRF 技術作業全般を監督し、各「ワーキンググループ」の技術作業の一貫性および同期を確保することにある。JCC は作業計画(4.0 項参照)の展開を担当し、作業計画により指定された時間枠内で作業項目の組織的遂行を確保する。JCC に期待されている役割は「ワーキンググループ」間の問題を解決することである。

2.2 BoG は JCC のメンバーを任命することもできる。但し、そのメンバーは WG「議長」ではないものとする。

2.3 JCC は「ワーキンググループ」と同一の作業方針および議決手続きに従う。

## **3.0 特別グループ**

別個の WG を設置するまでもない作業項目に対処するために、JCC または WG は特別グループ(AHG)の設置を決定することができる。AHG は特定の付託、メンバー資格、議長、期間を定めて設置されるものとする。AHG はその任務の完了時に報告書を出すものとする。報告書はそのグループを設置した組織の議長に提出されるものとする。報告書が受け入れられた後に、AHG は解散する。AHG は「ワーキンググループ」と同一の作業方針および議決手続きに従う。

## **4.0 作業計画および新規作業項目の確立**

## FOR INFORMATION ONLY

「理事会」は、JCC および「ワーキンググループ」の助けを得て、CR フォーラム作業計画を作成し、仕様作成を監視する責任を負う。作業計画には、CR フォーラム仕様にどの新しい文書、システム、ツール、レファレンスポイント、その他を追加する必要があるか、どの時点でそれが必要であるかが示される。

毎年または主要な新 CR フォーラム作業サイクル毎に作業計画が確立される。CR フォーラム作業項目は下記の手順で決定される。

4.1 目標および BoG からの指示(たとえば、スケジュール)に基づいて、JCC は作業項目を略述した全般的 CR フォーラム作業計画案および統合スケジュールを作成する。

4.2 「ワーキンググループ」は作業項目、それらの項目の遂行に関する予定タスク、タスクのスケジュールを含むその WG に関する詳細な作業計画案を作成する。JCC は問題点を調整して、CR フォーラム作業計画案を作成する。その計画案を BoG に提出して承認を求める。BoG により承認されると、計画案は会員が閲覧できるように CR フォーラム一般リフレクタに掲示される。

4.3 CR フォーラム会員は計画案についてコメントする時間を 4 週間与えられる。その過程で、計画案の逐次代入を掲示することができる。

4.4 CR フォーラム作業計画および関連作業項目は、会員から提起された未解決の大きな異議がない場合、CR フォーラムによって受け入れられる。異議があった場合は、BoG は計画案を修正し、会員に再提出してコメントを求め、または作業計画を決議案として「正会員」に提出して投票を求める。作業計画の承認には、6.7 項に従って実施される多数決が必要である。

4.5 作業計画は作業サイクル中に必要に応じて修正することができる。CR フォーラム作業計画の修正および新作業項目の導入は、JCC が勧告することができ、「正会員」によって承認されるものとする。いずれかの「ワーキンググループ」の「作業計画」で、関係「ワーキンググループ」によって勧告され、CR フォーラム作業計画、「CRF 仕様」のスケジュール、または別の WG の作業計画に影響を与える重大な修正は、JCC によって審査され、「正会員」によって承認されるものとする。

## 5.0 提案要請

5.1 適切な時期に、作業計画に従って、JCC は適切な「ワーキンググループ」に対して特定の新作業項目に対処する「提案要請」(CFP)案の作成を指示することができ、または WG はそれを作成することができる。

5.2 BoG は CFP を承認し、会員ならびに CR フォーラムに名乗り出たすべての関係者にそれを送付することにより CFP を公表する。時間のため、またはその他の理由で、「ワーキンググループ」は CFP を CR フォーラムの会員に限定することを勧告することができ、BoG はその限定を承認することができる。

5.3 CFP は常に「知的財産権」(IPR)に関する下記の声明を含むものとする。

## FOR INFORMATION ONLY

提案する組織がCRフォーラムの会員ではない場合、提出には下記の声明が含まれなければならない。

<会社名>は、「CRF仕様」の開発および促進のためならびにCRフォーラムに妥当に関係した目的のために、CRフォーラムおよびその「会員」が使用するように、CFP XXXに対する本応募(「寄与」)をCRフォーラムに提出する。但し、CRフォーラムおよびその「会員」は「寄与」をなんらかの目的に使用する義務を負わないものとする。<会社名>は、それが含む技術またはその他の提案を含めてその「寄与」が受け入れられて「CRF仕様」に組み込まれた場合、「CRF仕様」の実施例を製作し、製作せしめ、使用し、販売し、販売申し出し、輸入し、複製し、配布し、実行するために必要な、与えられた特許権および今後与えられる特許権の請求事項ならびにそれが所有し、または当該「寄与」においてライセンス供与する権利をもつ他のすべての知的財産権に基づいてライセンスを関係者に供与することをここに宣言し、そのことに同意する。<会社名>は、明らかに不正競争のない妥当かつ非差別的な条件で、世界中の無数の申請者に対して上記のライセンスを喜んで供与することもここに宣言し、そのことに同意する。

5.4 要請に応えるすべての人に対して下記の手続き要件が適用される。

5.4.1 提案は CFP により要求された IPR 声明(5.3 項)を含まなければならない。

5.4.2 提出者は CR フォーラム事務局に登録番号を請求して、それを入手するものとする。

5.4.3 提出者は CFP に従って文書を提出するものとする。

5.4.4 CR フォーラム「会員」の「寄与」および参加については「会員協定」の条件および本作業方針の 6.12 項が適用される。CR フォーラムの「会員」ではない提出者は、その提案または寄与を組み込んだまたはそれに基づく「CRF仕様」の実施により侵害を受けるであろう、与えられた特許権および出願中の特許権の請求事項を CR フォーラムに開示するために妥当な商業的努力を行うものとする。提出者の提案は、提出者が関係特許請求事項を開示するというこの方針を遵守する旨の明示的声明を含むものとする。さらに、CR フォーラムの「ワーキンググループ」の規格作成のための作業に参加する非「会員」寄与者は、規格作成のあらゆる段階で、特に CR 仕様案、修正、または正誤表が会員投票前にコメントを求めるために会員に提出されたときに、当該寄与者が気付いた上記の請求事項を CR フォーラムに対して開示するものとする。

5.5 CR フォーラムは所定の期限内に適切な IPR 声明を付けて「提案要請」により要求された項目に応えている提案のみを検討するために保持する権利を留保する。

5.6 保持された提案は適切な WG により審査され、その WG は提案の一部または全部が受け入れられるかどうかを決定する。受け入れられた提案は受入が提出者に伝達される前に JCC によって審査される。いずれかの項目に関して、利用できる技術が不十分であると判断された場合、BoG は、WG と協議の上で、それらの項目に関する別の提案要請を出し、または内部で必要な技術を開発し、またはその項目を検討から外すことを決定することができる。

## 6.0 技術作業

6.1 「理事会」は各「ワーキンググループ」に対して、現行作業項目に対応したバージョンの CR フォーラム仕様を作成するための全般的作業計画(4.0 項参照)に基づくスケジュールを与えるものとする。WG は割り当てられた CR フォーラム仕様の漸進的改訂版を作成するものとする。すべての決定に全員一致で達することが望ましい。さもなければ、本方針に従って投票を進めるものとする。全員一致に達するための努力に費やされる時間は指定期限までに要求された仕様を作成する WG の能力に直接関係している。

6.2 全般的仕様開発過程に置いて、特に CR フォーラム仕様の所定のバージョンに複数の WG が関係するときには、JCC が調整者の役割を果たす。JCC は、複数の WG の出力間に不整合がある場合、または決定が CR フォーラム仕様の質をきわめて危うくするときには、ある WG に対して仕様の全部または一部の再検討を要求することができる。

6.3 一般に WG の作業は下記の手順で進めなければならない。

### 6.3.1 要件の定義

6.3.1.1 「ワーキンググループ」は少なくとも 30 日間、最終要件文書を掲示して「正会員」によるコメントを求めるものとする。「ワーキンググループ」はすべてのコメントを処理し、その処理を掲示するものとする。

### 6.3.2 使用事例/ユーザシナリオの定義

### 6.3.3 必要な場合、既存規格の評価および CFP 手続きの実施

### 6.3.4 技術問題の特定および解決(継続的)

### 6.3.5 作業計画に従って、「ワーキンググループ」仕様案を作成し、「CRF 仕様案」を提案

6.4 使用開発および採択は下記の手順に従って進めるものとする。

6.4.1 「ワーキンググループ」仕様案。WG 内部での回覧。公式仕様としての資格なし。

6.4.2 「CRF 仕様案」。WG の 2/3 の多数決で承認され、JCC に提出され、全「会員」による検討のために JCC の 2/3 の多数決により承認された WG 草案。JCC は WG から提出を受けた後 14 日以内にそれを承認するか、またはコメントを付けて WG に差し戻さなければならない。WG は JCC による拒否を全員一致または 3/4 の多数決により BoG に抗告することができる。BoG は 2/3 の多数決により JCC の決定を覆して、「CRF 仕様案」を承認することができる。承認された「CRF 仕様案」は凍結され、必要な場合には WG によって試験/テストケースによる妥当性検査に使用される。承認された「CRF 仕様案」は検討およびコメントを求めるために CRF「会員」にも配布されるが、CRF Forum 会員以外には配布されないものとする。「会員」によるコメントおよび

WGによる試験のためのこの期間は少なくとも60日とするが、WGは試験要件に応じてもっと長い期間を定めることができる。

6.4.3 「CRF仕様候補」。WGによってコメントが検討され、回答が掲示された後に、凍結されて、「正会員」による承認を求めて提出される「CRF仕様案」。「正会員」は「CRF仕様案」を「CRF仕様候補」として承認するための投票について少なくとも30日前に通知を受けるものとし、「CRF仕様案」は、その投票前に少なくとも30日間、「会員」による検討のために、変更なしに提供されるものとする。「CRF仕様案」は、「正会員」の2/3の多数決により承認された場合にのみ、「CRF仕様候補」として認められるものとする。

承認後30日間は、「CRF仕様候補」はCRF「会員」に対してのみ公開されるものとし、一般の人々には公開されないものとする。その後、「CRF仕様候補」はコメントを求めるためにWGにより少なくとも60日間一般の人々に公開されるものとする。この期間はJCCおよびWGと協議の上でBoGにより決定される。「CRF仕様候補」に対する特定の項目の再検討を提案するコメントは会員、非会員、またはCRフォーラムWGが提出することができる。非「会員」からのそうしたコメント、提案、またはフィードバックには5.3項に定められた声明が添付されなければならない。コメントは、仕様の不備または同一もしくは他の公表された仕様の他の部分との不整合が立証された場合にのみ、受け入れられるものとする。「ワーキンググループ」が、そうしたコメントに基づいて、「CRF仕様候補」に対して単数または複数の重要な変更を加える必要があると判断した場合、その「CRF仕様候補」は「正会員」の投票により「CRF仕様候補」として再承認を受けるために「CRF仕様案」として再提出されるものとする。

6.4.4 「CRF仕様」。決議案として提出され、CRF「正会員」の2/3の多数決により最終「CRF仕様」として公表することを承認された「CRF仕様候補」。会員が「CRF仕様候補」を「CRF仕様」として承認するように求められるときには、「ワーキンググループ」は問題点、主要コメント、それぞれについての決議/処理のリストを投票の少なくとも30日前に会員に提供するものとする。会員投票のために提出する前に、編集者は仕様を再検討して、最終的な編集上の変更を加えるものとする。編集された各部分は、適切なWG議長により再検討されるものとする。各WG議長は仕様のうちそのWGの責任に属する部分が公表可能であることを証するものとする。公表可能とは、技術的内容がWG、JCC、CRフォーラム会員によってなされた決定と合致しており、他の変更が純粋に編集上のものであることを意味する。編集長はすべての部分を照合して完全な文書を作成するものとする。この最終「CRF仕様候補」文書は凍結され、「正会員」による承認を受けるために決議案として提出される。「正会員」は「CRF仕様候補」を「CRF仕様」として承認するための投票について少なくとも30日前に通知を受けるものとし、投票前に少なくとも30日間、「会員」による検討のために「CRF仕様候補」が変更なしの最終文書として提供されるものとする。「CRF仕様候補」は、「正会員」の2/3の多数決により承認された場合にのみ、「CRF仕様」として受け入れられるものとする。

6.5 すべての「ワーキンググループ」事項については、WGのメンバーの全員一致で決定に至ることが望ましく、従ってそのことを強く勧告する。但し、時宜に適った結論に達するため

には、以下に詳述するように、不一致を投票によって解決することも時には必要であろう。そうした場合、決定が単純な「賛成」または「反対」投票に限定されるように決議案を整えるのが一般的手順である。

6.6 WGによる投票の場合、投票手続きは下記の通りである。

6.6.1. WG会議での投票。投票権あるメンバーとしての資格があり、投票の場に出席しているWGの各「正会員」は1票の投票権をもつものとする。6.4.2項に規定された「CRF仕様案」を承認するための投票を除き、定足数(WGの「正会員」の少なくとも半数で、3名以上の「正会員」)が満たされていることを条件として、決議案は「賛成」票数が「反対」票数を上回った場合に承認されるものとする。棄権したメンバー、または投票しないメンバーは勘定に入れないものとする。

6.6.2. 電子投票。次回のWG会議前に技術作業を承認する必要がある場合、当該問題に関する電子投票が、投票権あるメンバーによって実施されるものとする。投票用紙の配布から投票の集計までの「期間」は2週間以上、4週間以下であるものとする。6.4.2項に規定された「CRF仕様案」を承認するための投票を除き、決議案は、(i)「正会員」の少なくとも半数が賛成票もしくは反対票を返送し、または棄権せず、かつ(ii)「賛成」票数が「反対」票数を上回る場合にのみ、承認されるものとする。

6.7 技術作業方針から生じた決議案を承認するためにCRフォーラム「正会員」の投票が必要とされる場合(たとえば「CRF仕様候補」または「CRF仕様」の承認)、投票手続きは下記の通りである。

6.7.1 会議での投票。CRフォーラムの各会議は全体会議で実施されるものとし、その会議に決議案が提出され、出席した「正会員」により処理されるものとする。総意に関する手順がBoG「会長」により定められるものとする。総意が容易に決まらない場合、定足数(「規則」で規定)が満たされていることを条件として、本技術作業方針の6.4項に定められた「正会員」の投票が必要な過半数または圧倒的多数に達した場合に、決議案は可決されるものとする。

6.7.2 電子投票。総会が予定されておらず、次回の総会前に承認を必要とする技術作業がある場合、BoG「会長」は決議案を「正会員」に提出して電子投票を求めることができる。「正会員」に対する投票用紙の配布から投票の集計までの期間は6.4項に規定された最短期間に従ってBoGにより決定されるものとする。決議案は、(i)必要な定足数の「正会員」が賛成票もしくは反対票を返送し、または投票を棄権せず、かつ(ii)「賛成」票が本技術作業方針の6.4項に定められた必要な過半数または圧倒的多数に達した場合、可決されたとみなされるものとする。

6.8. 努力の重複を避けるため、適切な場合は、「CRF仕様」は既存の規格の要素を参照することができる(但し、既存の規格を「CRF仕様」の本文に組み込まないものとする)。原則として、仕様は国際仕様、地域仕様、国内仕様、一般に使用されている仕様の順序で既存の規格を参照することにより要素を抜き出すものとする。但し、決定を行う際には、WGは技術的メリット、コスト、範囲、IPR方針、使用法といった他の基準のバランスも取るべきであ

る。一般に認められた標準化団体によって開発されている関連規格を WG が確認した場合、WG は、その規格を参照すべき理由、予想される公表時期および WG 作業計画との関係、規格および WG 作業計画に対するスケジュールまたは内容の変更のリスクを含めて、JCC に勧告を提出するものとする。この勧告は JCC および BoG により承認されなければならない。BoG は、必要な場合は、上記の勧告を承認する前に、標準化団体と連絡を取るものとする。

6.9. 「ワーキンググループ」は「CRF 仕様」に技術的訂正を加える正誤表を提案することができる。正誤表は「CRF 仕様」における指定項目の細部の変更と定義される。正誤表は仕様の誤解または機能不良を引き起こすおそれのある誤りを指摘し、発見されたそうした誤りを訂正する。代表的なタイプの正誤表は、編集上、印刷上の誤り、もしくは参照の誤り、あるいは間違っただ数値明細を訂正するものである。正誤表は仕様の技術または重要コンポーネントの追加または変更には使用できない。

6.9.1 メンバーであるか非メンバーであるかに関係なく誰でも正誤表要求を「ワーキンググループ」に提出することができる。正誤表が提案されたときには、WG 議長はその妥当性を判断して、まだ CR フォーラムによって承認されていない正誤表案としてフォーラムのウェブサイトに掲示するために BoG 会長の同意を得るものとする。適切な通知およびコメント要請が正式会員および公共広告媒体に送付されるものとする。

6.9.2 正誤表は WG によって決議案として提出されるものとし、投票する CRF メンバーの 2/3 の多数決により承認されるものとする。但し、当初掲示と投票の間に少なくとも 1 ヶ月の検討およびコメントのための期間を設けるものとする。

6.10 一般原則として、公表された「CRF 仕様」の修正は避けるべきである。但し、下記のような一定の状況では修正が正当化されよう。

(i) CR フォーラム準拠システムの上首尾な動作を妨げる欠点が特定の技術にあることが実地経験によって明らかなき、または

(ii) 他のすべての点で CR フォーラムに準拠しているシステムの供給者の大部分が、特定の技術を採用していないとき、または

(iii) 新たに生まれる技術に遅れないように、既存の仕様を改良するとき。

こうした状況では、WG は、2/3 の多数決による JCC の承認を得て、公表された仕様の修正を BoG に勧告することができる。

6.10.1 修正は検討、コメント、「CRF 仕様候補」の「CRF 仕様」としての採択に関する投票について 6.4.3 項に規定された手続きに基づいて「正会員」の承認を求めるための決議案として WG により提出されるものとする。但し、この「CRF 仕様候補」に関して一般の人々にコメントを求める期間は 120 日以上であるものとする。

6.10.2 修正提案には、修正が既存の仕様に対して後方互換性をもつかどうか、そして技術が置換されるのではなく削除されるべきかどうかを明記した影響報告が含まれるものとする。

6.10.3 「CRF 仕様」の修正は既存の仕様および関連修正に対して後方互換性をもつものとする。提案されている技術または仕様が互換性を維持できない場合、それは

修正ではなく新「仕様案」の基礎を成すものとし、「CRF 仕様候補」になり、次いで「CRF 仕様」になるための検討および考慮に関する 6.4.2 項および 6.4.3 項に示された全手続きに従うものとする。

6.11 随時に、BoG は、CR フォーラム仕様の実施に関連する複雑さを軽減するために、WG または JCC に対して、承認された仕様、修正、正誤表を包み込み(結合し)、新版の仕様を発行するように命じることができる。

6.12 「会員」は知的財産権およびライセンス供与に関する「規則」および「会員協定」の規定を遵守するものとする。

6.12.1 「会員」の代表が、「会員」が「寄与」を行う時点で、「会員」またはその「系列会社」の特許権または公表された特許出願が、「寄与」が「CRF 仕様」に組み込まれた場合に「必要請求事項」となる請求事項を含んでいることについて実際の直接的知識をもつ場合、当該代表は「寄与」が行われた「ワーキンググループ」または AHG の議長または書記に対して当該請求事項の存在および性質を書面で開示するものとする。さらに、代表が「会員」またはその「系列会社」の、世界のどこでもまだ公表されていない特許出願(以下「未公表出願」)がそうした請求事項を含んでいることについて実際の直接的知識をもつ場合、当該代表は「寄与」のうち出願の請求事項を侵害する部分を特定することができるが、そうする義務は負わない。

6.12.2 (i) 「CRF 仕様案」または「CRF 仕様候補」が「CRF 仕様」として採択された場合、あるいは (ii) 「CRF 仕様」が 6.10 項の規定に従って JCC の提案により修正された場合または 6.9 項に基づく正誤表提案により修正された場合に、「会員」またはその「系列会社」の特許権または公表された特許出願が「必要請求事項」となる請求事項を含んでいることについて、CR フォーラムに参加する「会員」の代表が実際の直接的知識をもつ場合、当該代表は当該「CRF 仕様案」、「CRF 仕様候補」、修正、または正誤表に関する「会員」の投票の前に、当該請求事項の存在および性質を書面で JCC に開示するものとする。さらに、当該代表が「会員」またはその「系列会社」の「未公表出願」がそうした請求事項を含んでいることについて実際の直接的知識をもつ場合、当該代表は「CRF 仕様案」、「CRF 仕様候補」、修正、または正誤表のうち出願の請求事項を侵害する部分を特定することができるが、そうする義務は負わない。

6.12.3 疑義を避けるために、「会員」の代表の実際の直接的知識という用語は当該代表が属する「会員」組織体の知識は含まない。本 6.12 項は「会員」、その「系列会社」、またはその代表に対していかなる種類または性質の特許権または知的財産権検索を実施する義務も課さない。

6.12.4 CR フォーラムは規格作成に関与する個人に、規格開発のあらゆる段階において、自身が実際の知識をもつ「必要請求事項」に対して「ワーキンググループ」または AHG の注意を喚起するように奨励する。前記の文のいかなる規定も 6.12.1 項から 6.12.3 項に規定された特定の開示義務を拡張または増大しないものとし、「会員」、その「系列会社」、またはその代表に対して特許検索を実施する義務を課さないものとする。

## 7.0 リエゾン

7.1 CR フォーラムは他の団体、特に正式標準化団体および実施フォーラムとの適切な関係を特に重視する。正式標準化団体の定義は下記の通りである。

- a. 国際標準化団体(IEC/ISO/ITU)
- b. 地域標準化団体
- c. IEC/ISO により認められた国内標準化団体
- d. 規格設定権限をもつその他の団体

7.2 他の団体との対応については、下記のルールを適用する。

7.2.1 外部団体との正式連絡の確立は「理事会」の責任である。

7.2.2 「理事会」は、外部団体との正式連絡関係の確立時に、当該団体またはその事業体との正式連絡を JCC または特定の WG に委託することができる。

7.3 BoG は、JCC からの勧告に基づいて、正式連絡関係に関する正式要請を他の団体に伝達するものとする。正式連絡先候補は BoG が承認する。

7.4 連絡係は非機密 CR フォーラム文書を外部団体に伝達し、CRF を代表して活動を行い、既存の話題および興味のある新しい話題に関連した展開を CR フォーラム WG に通知する責任を負う。

7.5 「理事会」は CR フォーラム連絡係のリストを保管し、各 CR フォーラム会議で更新が行われるようにする責任を負う。

7.6 外部団体との正式関係がまだ確立されていない場合、関係 WG 議長または JCC により「CR フォーラムを代表する一般会員」と出典が明記された文書の付属文書として、CR フォーラム文書を提出することを指示された一般会員を通じて、非機密 CR フォーラム文書を当該団体またはその組織体に知らせることができる。

7.7 「理事会」はその範囲および活動が CR フォーラムの利益および仕様に直接関係する外部団体のマスターリストを確立するものとする。それらの各団体に関して、CR フォーラムは連絡窓口を指定し、CR フォーラムにとって関心のある特定の話題を明示する。

## 8.0 CR フォーラム技術作業方針の変更

本技術作業方針の変更は「正会員」、「ワーキンググループ」、JCC、または BoG が勧告することができる。BoG は区別なしに修正案を提出して、「正会員」の投票を求めることができる。修正は「会員」の検討およびコメントを求めるために少なくとも 60 日間掲示されるものとし、その承認には全「正会員」の 2/3 の多数決を必要とする。「会員」は承認された修正の発効日について少なくとも 30 日前に書面で通知されるものとし、修正は必ず将来発効するものとする。「会員」は、本契約および CR フォーラムの会員資格を終了することにした場合を除き、適法に採択された修正による拘束を受けるものとする。